

駐車場賃貸借要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県有地を駐車場として賃貸借するために必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の所在地等)

第2条 駐車場として賃貸する県有地の所在地、駐車場の名称及び駐車台数は、次のとおりとする。

所在地	駐車場の名称	駐車台数
前橋市大手町一丁目 2-23	群馬会館東駐車場	12台
前橋市大手町二丁目 140-1 ほか 2-23	県庁南駐車場	7台
前橋市大手町三丁目 148-1	県庁南第2駐車場	9台
前橋市大手町一丁目 13-5	旧女性会館駐車場	51台

(利用者)

第3条 駐車場を賃借できる者（以下「利用者」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、県が指定する方法により賃貸借料を支払うことができる者とする。

- (1) 通勤又は通学のために駐車場を必要とする者
- (2) 通勤する社員又は来客等のために駐車場を必要とする者

2 前条の規定に関わらず、自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者は除く。

(駐車を許可する車両)

第4条 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車とする。

(利用)

第5条 駐車場の賃借を希望する者は、県が定める方法により予め申し込みを行い、県の承諾を得なければならない。

(賃貸借期間)

第6条 賃貸借期間は1年以上1年以内とする。

- 2 前条の申し込みが年度の中途である場合の賃貸借期間については、その開始日から当該年度末日までの期間とする。
- 3 第1項に規定する賃貸借期間は、1年を限度に更新することができる。

(賃貸借料)

第7条 一区画当たりの賃貸借料は、次のとおりとする。

駐車場の名称	賃貸借料 (月額)
群馬会館東駐車場	14,000 円
県庁南駐車場	13,000 円
県庁南第2駐車場	12,000 円
	10,000 円 軽自動車専用区画
旧女性会館駐車場	12,000 円
	10,000 円 軽自動車専用区画 及び駐車条件付区画

2 県は、前項の賃貸借料を改定することができる。

(賃貸借料の支払い)

第8条 賃貸借料は、県が発行する納入通知書、又は群馬銀行本支店に開設した利用者名義の普通預金口座からの振替により支払うものとする。

(契約の解除等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、県は、契約を解除することができる。

- (1) 利用者が賃貸借料を滞納したとき。
- (2) 利用者が県との間で締結する駐車場賃貸借契約に定める義務に違反したとき。
- (3) 駐車場の利用に関し、別に定める利用者の遵守すべき事項に違反したとき。
- (4) 公用、公共用その他の理由により駐車場を廃止する必要が生じたとき。
- (5) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

2 利用者は、賃貸借期間中であっても、県の承諾を得て契約を解約することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者の責に帰する事由により、駐車場内の設備等を滅失又は毀損した場合は、利用者は、自己の負担において当該設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者が、この要綱及び駐車場賃貸借契約その他駐車場の利用に関して定めた事項を遵守しないため県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(免責)

第12条 県は、駐車場内において天災、火災、盗難、衝突等県の責めに帰さない理由に

よって利用者又は第三者が被った損害に対しては、損害賠償の責任を負わない。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年3月16日から施行する。

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。